

特別指導監査結果

施設名	児童養護施設 新日本学園及び地域小規模児童養護施設	所在地	中原区木月伊勢町3-3
運営主体	社会福祉法人新日本学園		
監査手法	社会福祉法人・児童福祉施設指導監査	実施区分	特別指導監査
実施年月日	令和5年10月24日（火）		
文書指示事項	<p>1 勧告内容（社会福祉法人・児童養護施設）</p> <p>(1) 入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、川崎市児童福祉審議会の提言を踏まえ必要な対策を講じること。</p> <p>(2) 社会福祉法第45条の13第4項5号及び同法施行規則2条の16に基づき、社会福祉法人の業務の適正を確保するため、内部管理体制を整備すること。 ※特定社会福祉法人に準じた整備を求めるもの。</p> <p>2 文書指示事項（児童養護施設）</p> <p>(1) 職員給与等の状況 時間外勤務手当を適正に支払うこと。</p> <p>(2) 社会保険の加入 社会保険料を遅滞なく支払うこと。滞納分について速やかに解消すること。</p> <p>(3) 日常の健康管理 投薬管理を適正に行うこと。</p> <p>3 文書指示事項（地域小規模児童養護施設）</p> <p>(1) 事故防止及び防犯の対策等 児童の心身及び生命に関わる重大な事故を起こさない取組を確実に行うこと。</p> <p>(2) 事故防止及び防犯の対策等 事故発生対応マニュアル等を整備し、周知をすること。</p>		
改善状況報告書提出締切日	令和5年12月22日（金）及び令和6年3月29日（金）		
改善状況報告書提出日	令和5年12月22日（金）及び令和6年3月27日（水）		
改善状況	2(1)(2)、3(1)は改善確認済 その他の項目についても、一定の改善を進めており、引き続き確認中		
備考			